

平成 24 年度

予 算 案 の 主 要 事 項



【計数については、整理上、変動があり得る。】

I : 「平成24年度予算案の全体像」

予算額（一般会計・特別会計）、社会保障関係費の内訳。

II : 「平成24年度予算案のポイント」

予算案の中でポイントとなる施策について、①「社会保障・税一体改革素案骨子（社会保障部分）」の個別改革項目にしたがって、施策体系を整理するとともに、②東日本大震災復興特別会計（仮称）の主な施策ごとに整理をして、取りまとめたもの。

III : 「主要事項」

子育て支援、雇用、医療、介護、年金等の施策分野ごとに、関連する主要な予算項目を取りまとめたもの。

（注）本資料で記載されている予算額については、「日本再生重点化措置」で措置された予算も含めて計上。

（注）（重点化）と記載のあるものは、「日本再生重点化措置」で措置された項目。
（復旧・復興）と記載のあるものは、東日本大震災復興特別会計（仮称）経費。

平成24年度 厚生労働省関係予算案

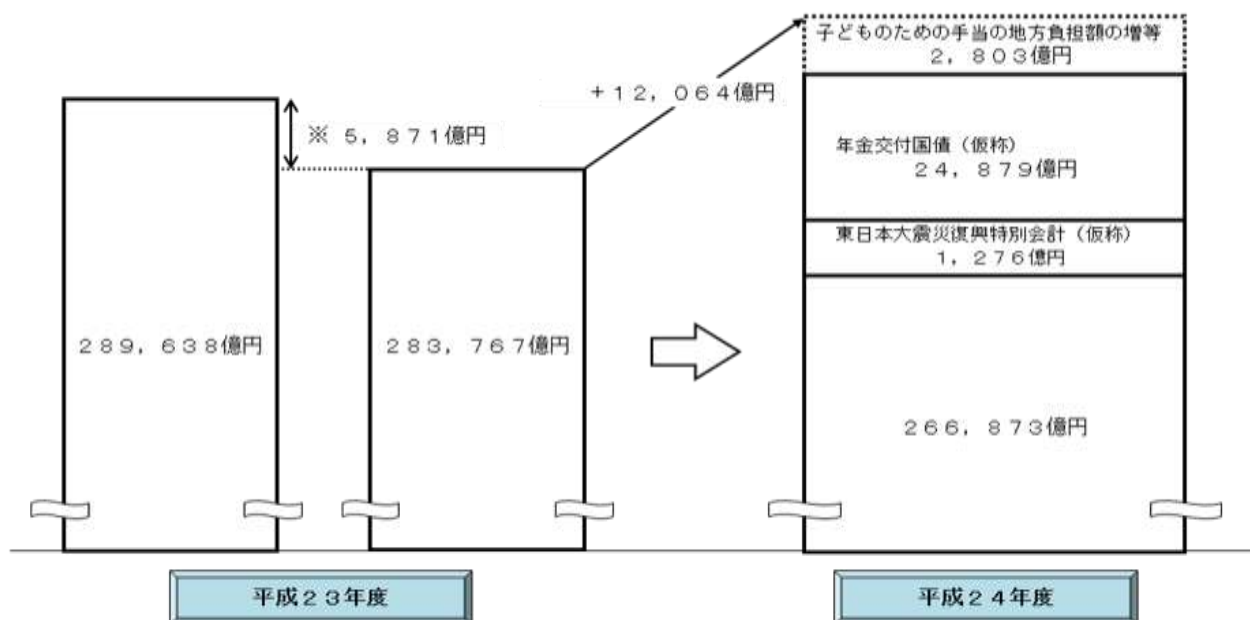
(単位：億円)

区 分	平成23年度 予 算 額 (A)	平成24年度 予 算 案 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
一 般 会 計	289,638	266,873 <small>このほか、年金交付国債 24,879(※)</small>	△22,765 <small>このほか、年金交付国債 24,879(※)</small>	△7.9% <small>(※※)</small>
東日本大震災 復興特別会計 (仮称)	—	1,276	1,276	—
厚生労働省計上分	—	283	283	—
復興庁計上分	—	993	993	—

※ 平成24年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算(36.5%分)と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される「年金交付国債」(仮称)(年金差額分24,879億円)により2分の1を確保。
なお、「年金交付国債」(仮称)は、年金差額分と運用収入相当額とを合算した額を発行。

※※ 平成23年度予算からの増減については、下図[参考]を参照。

[参 考]



※ 子どものための手当の額(月額)の変更
(「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づく)

3歳未満	2.0万円	⇒	1.5万円
3歳以上	1.3万円	⇒	1.0万円

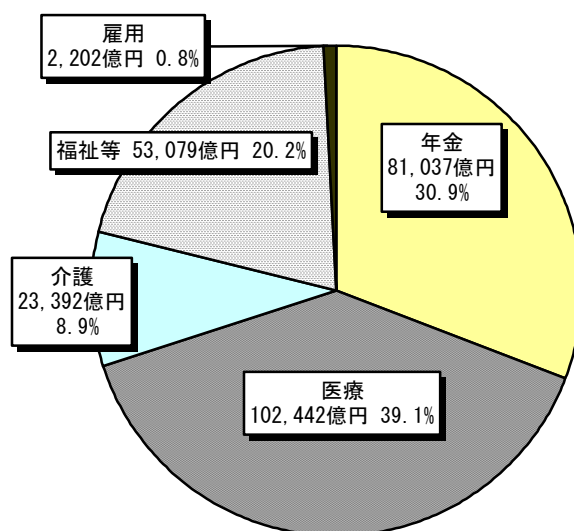
(ただし、3歳～小学生までの第3子については、1.3万円→1.5万円)

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成24年度 厚生労働省一般会計予算案 社会保障関係費の内訳

(単位：億円)

	平成23年度 予算額 (A)	平成24年度 予算案 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
社会保障関係費	285,153	262,152 このほか、年金交付国債 24,879(※)	△23,001 このほか、年金交付国債 24,879(※)	△8.1%
年金	103,847	81,037 このほか、年金交付国債 24,879(※)	△22,809 このほか、年金交付国債 24,879(※)	△22.0%
医療	99,250	102,442	3,193	3.2%
介護	22,037	23,392	1,355	6.1%
福祉等	57,473	53,079	△4,394	△7.6%
雇用	2,547	2,202	△345	△13.5%



※ 平成24年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算（36.5%分）と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される「年金交付国債」（仮称）（年金差額分24,879億円）により2分の1を確保。
なお、「年金交付国債」（仮称）は、年金差額分と運用収入相当額とを合算した額を発行。

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

特別会計

区 分	平成23年度 予 算 額 (A)	平成24年度 予 算 案 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
特 別 会 計	838,563	843,579	5,015	0.6%
労働保険特別会計	42,569	38,887	△3,682	△8.6%
年金特別会計	795,994	804,691	8,697	1.1%

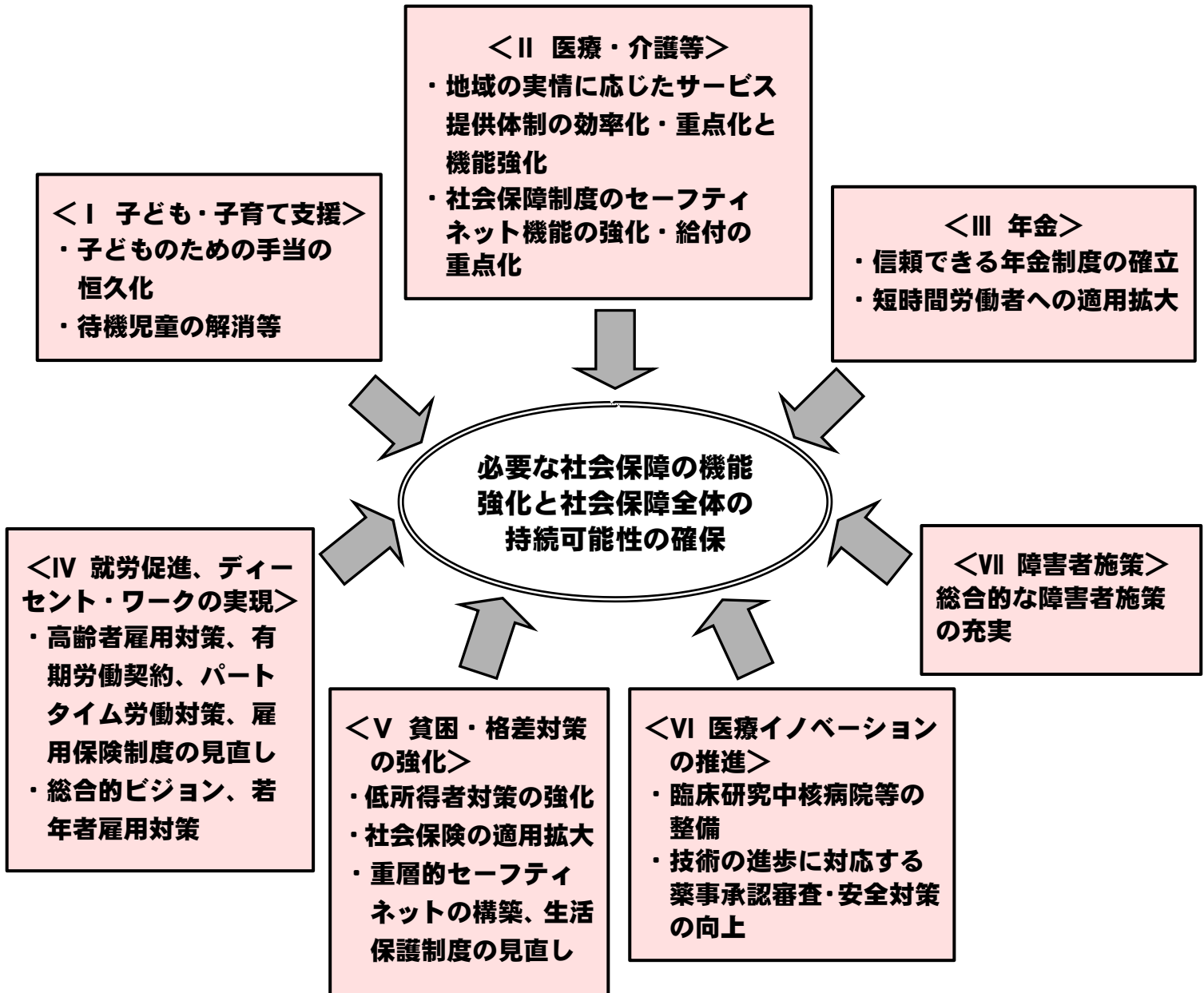
(単位：億円)

※ 歳出ベース

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

Ⅱ 平成24年度予算案のポイント (労働政策関係)

平成24年度予算案の主要施策



※ 平成23年12月20日の「社会保障・税一体改革素案骨子(社会保障部分)」で示された個別改革項目にしたがって、平成24年度予算案の主要施策の施策体系を整理。

＜ 就労促進、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現＞

全員参加型社会の実現

○「大学生現役就職促進プロジェクト」の推進等による新規学卒者等の就職支援の強化【一部新規】（一部重点化）（一部復旧・復興（復興庁計上））

112億円（106億円）

- ・大学の未就職卒業者等の減少を図り、将来の日本を担う人材として育成するため、「新卒応援ハローワーク」を拠点としてジョブサポーターを配置し、主に現役大学生を対象に、ジョブサポーターの大学への恒常的な出張相談や、大学等の協力を得て未内定者の全員登録・集中支援などを行う「大学生現役就職促進プロジェクト」を実施するなど、新規学卒者等への就職支援の強化を図る。
- ・東日本大震災の影響により就職環境が厳しい状況であることが見込まれるため、被災地の新卒者・既卒者等への就職支援を強化する。

○「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化【一部新規】

65億円（63億円）

- ・個別支援など専門的支援を中核として、トライアル雇用の活用や職業訓練の活用促進等により、フリーター等の就職支援を一層強化する「若者ステップアッププログラム」を推進する。
- ※ 大都市部には、支援拠点を設置

○ジョブ・カード制度の推進

105億円（107億円）

- ・非正規労働者等のキャリア・アップのための有効なツールである「ジョブ・カード」について、対象となる訓練を公的な訓練全般（公共職業訓練や求職者支援制度による訓練）に拡大する。
- ・求職者と求人企業とのマッチングでの活用の促進や、「ジョブ・カード普及サポーター企業」の開拓等により、「ジョブ・カード」の取得促進を図る。さらに、キャリア形成支援の観点から、対象者を中小企業等の在職労働者や大学生等に拡大する。

○女性の就業の拡大（就業率のM字カーブの解消）

120億円（125億円）

- ・男女雇用機会均等対策の推進、育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備を図る。
- ・子育て中の女性等がその能力を發揮できる職場を確保できるよう、マザーズハローワーク事業の設置拠点を拡充（168箇所→173箇所）するなど、一層の強化等を図る。

○希望者全員の65歳までの雇用確保【一部新規】 **44億円(9.1億円)**

- ・公的年金支給開始年齢（報酬比例部分）の65歳への引上げが平成25年度から開始されることに伴い、65歳まで希望者全員の雇用が確保されるよう、労働政策審議会の議論を踏まえ、雇用と年金を確実に接続させるための法整備について検討するとともに、定年を控えた高年齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主への助成など企業の取組への必要な支援を行う。

○雇用率達成指導の強化、地域の就労支援力の更なる強化

82億円(77億円)

- ・中小企業に重点を置いた雇用率達成指導や就職面接会を実施するとともに、雇用と福祉の連携のための「障害者就業・生活支援センター」の拡充（322箇所→327箇所）・機能強化を図る。

○障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

29億円(29億円)

- ・ハローワークでの精神障害者や発達障害者への支援体制や在宅就業障害者への支援の充実を図る。

○成長分野の人材育成の推進【一部新規】 **2,053億円(1,238億円)**

- ・介護・福祉、医療、子育て、情報通信等の成長分野について、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練及び求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者への就職支援を強化する。
- ・環境・エネルギー分野など、今後成長が期待される分野で、事業主等への委託による職場での実施を主体とした実践的な職業能力を付与する職業訓練の実施（成長分野人材育成プログラム）を推進するとともに、事業主団体、大学等と連携し、カリキュラムの開発等を行う。

○新事業展開地域人材育成支援事業の推進【新規】(重点化) **1億円**

- ・地場産業が集積する地域の業界団体等（事業協同組合等）が教育訓練機関と連携し、新たな事業展開を図る企業に対し、教育訓練カリキュラムの開発・教育訓練の実施等の支援を行うことにより、地域の活性化・雇用の確保を図る観点で地場産業を支える企業の人材育成支援を行う。

ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現

○有期労働契約に関する新たなルールの整備【新規】 53百万円

- ・有期労働契約によって働く労働者について、労働政策審議会での議論を踏まえ、雇用の安定や公正な処遇の実現に向けた法制度の整備について検討し、必要な措置を講ずる。

○パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進 5億円(3.6億円)

- ・パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助や職務分析・職務評価の導入支援を行うほか、労働政策審議会でのパートタイム労働者の公正な待遇の確保に向けた法制度の整備についての検討を踏まえ、必要な措置を講ずる。

○過重労働の解消等のための働き方・休み方の見直し 11億円(13億円)

- ・都道府県労働局に働き方・休み方の改善のためのコンサルタントを配置し、恒常的な長時間労働などの実態がみられる業種や職種を重点に過重労働の解消に取り組むとともに、計画年休制度の導入促進などにより、年次有給休暇の取得を促進する。

○職場でのメンタルヘルス対策の推進【一部新規】 36億円(35億円)

- ・ストレス症状を有する人への面接指導制度の創設や、産業医が他の医師等と連携してメンタルヘルス対策を実施する体制の整備に向けた法令等の整備を行い、円滑な実施を図る。また、事業場でのメンタルヘルス対策を含めた産業保健活動の支援の充実を図る。

○職場での受動喫煙防止対策の推進【一部新規】 7.4億円(4.3億円)

- ・職場の全面禁煙又は空間分煙等による受動喫煙防止対策の事業者への義務付けなどの法令等の整備を行い、円滑な実施を図る。また、受動喫煙防止対策に係る相談対応等の技術的支援や、喫煙室設置に係る財政的支援を推進する。

○最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援と最低賃金の遵守の徹底 41億円(56億円)

- ・「雇用戦略対話」での合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援を引き続き実施する。また、最低賃金の遵守の徹底を図る。

重層的なセーフティネットの構築

○雇用調整助成金を活用した企業の雇用維持努力への支援の実施

2,101億円(3,927億円)

- ・雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、引き続き労働者の雇用の維持に取り組む事業主を支援する。

○雇用保険制度によるセーフティネットの確保

1,714億円(2,156億円)

- ・リーマン・ショック以降の雇用失業情勢の悪化に対応するための給付日数の延長（個別延長給付）等の暫定措置（平成23年度末までの措置）について、依然として厳しい雇用失業情勢にあることなどから、2年間の延長の措置を講ずる。
 - ※ 失業等給付に係る雇用保険料率は平成24年4月1日から1.2%を1.0%に引き下げる予定。
 - ※ 失業等給付費として、1兆7,790億円（2兆298億円）を計上。

○求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援

（一部復旧・復興（復興庁計上））

1,479億円(665億円)

- ・東日本大震災の影響による全国的な雇用の悪化への対応を含め、「求職者支援制度」により、雇用保険を受給できない求職者に対し、求職者が新たな職業能力や技術を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給すること等により、求職者の早期の就職支援を行う。
 - ※ うち一般会計及び東日本大震災復興特別会計（仮称）から労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れ 361 億円を計上。

○「福祉から就労」支援事業の拡充（一部復旧・復興（復興庁計上））

40億円(28億円)

- ・自治体とハローワークの協定等による連携を基盤とし、生活保護等の福祉給付受給者を対象に、申請段階等からの早期アプローチ、求人開拓、能力開発を通じたマッチングや定着に向けたフォローアップ等就労支援の強化を図る。

東日本大震災復興特別会計(仮称)の主な施策

※復興庁で一括計上される経費

＜地域における暮らしの再生＞

(雇用の確保)

- ※ ○求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援(東日本大震災復興特別会計(仮称)から労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れ) **76億円**
 - ・東日本大震災の影響による全国的な雇用の悪化への対応を含め、「求職者支援制度」により、雇用保険を受給できない求職者に対し、求職者が新たな職業能力や技術を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給すること等により、求職者の早期の就職支援を行う。

- ※ ○新規学卒者等の就職支援の強化 **4.4億円**
 - ・来春以降の新規学卒者等については、東日本大震災の影響により特に被災地域の就職環境が厳しい状況であることが見込まれるため、被災地域を中心に重点的にジョブサポーターを配置し、学校との連携を強化し新卒者等の支援を行う。
 - ・就職面接機会の継続的な提供を行える体制を整備し、各種就職面接会を実施し、多くの就職機会の提供を図る。

- ※ ○自治体等と連携した被災求職者等への生活・就労総合支援事業の実施 **13億円**
 - ・自治体や震災復旧・復興支援等を行う機関とハローワークが連携し、住居・生活に関する総合的な相談・援助を行うほか、被災求職者等を対象に、担当者制による職業相談・職業紹介、求人開拓、能力開発を通じたマッチングや定着に向けたフォローアップ等のきめ細かい就労支援を実施する。

Ⅲ 主 要 事 項

(労働政策関係)

「全員参加型社会」の実現に向けた雇用・生活安定の確保

分厚い中間層の復活を目指し、労働市場への「参加保障」の理念により、できる限り多くの人が働きがいのある人間らしい仕事ができるよう、若者・女性・高齢者・障害者の就労促進、東日本大震災後の産業構造の変化等を踏まえた公的職業訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による積極的な就労・生活支援対策の展開等を行い、「全員参加型社会」の実現を図る。

1 若者・女性・高齢者・障害者の就労促進による「全員参加型社会」の実現 977億円(1,000億円)

(1) 若者の安定雇用の確保(「若者雇用戦略」の推進) 320億円(344億円)

① 新規学卒者等の就職支援の強化 112億円(106億円)

ア 「大学生現役就職促進プロジェクト」の推進等による新規学卒者等の就職支援の強化【一部新規】(一部重点化) 103億円(106億円)

大学の未就職卒業者等の減少を図り、将来の日本を担う人材として育成するため、「新卒応援ハローワーク」を拠点としてジョブサポーターを配置し、主に現役大学生を対象に、ジョブサポーターの大学への恒常的な出張相談や、大学等の協力を得て未内定者の全員登録・集中支援などを行う「大学生現役就職促進プロジェクト」を実施するなど、新規学卒者等への就職支援の強化を図る。

イ 被災地域の新規学卒者等の就職支援の強化 (一部復旧・復興(復興庁計上)) 8.9億円

来春以降の新規学卒者等については、東日本大震災の影響により特に被災地域の就職環境が厳しい状況であることが見込まれるため、被災地域を中心に重点的にジョブサポーターを配置し、学校との連携を強化し新卒者等の支援を行う。

また、就職面接機会の継続的な提供を行える体制を整備し、各種就職面接会を実施し、多くの就職機会の提供を図る。

② 「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化【一部新規】 65億円(63億円)

個別支援など専門的支援を中核として、トライアル雇用の活用や職業訓練の活用促進等により、就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援を一層強化する「若者ステップアッププログラム」を推進する。特に、大都市部には、その効果的な実施のための拠点を設置する。

③ニート等の若者の職業的自立支援の強化 **20億円(20億円)**
「地域若者サポートステーション事業」の設置拠点を拡充（110箇所→115箇所）するとともに、アウトリーチ（訪問支援）による支援窓口への誘導體制を整備し、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。

④キャリア教育の推進 **14百万円(16百万円)**
教育行政と連携しながらキャリア・コンサルティングの手法を活用し、大学等の高等教育機関でキャリア教育を効果的に指導することができる専門人材を養成する。

(2)女性の就業の拡大(就業率の M 字カーブの解消) **120億円(125億円)**

①男女雇用機会均等対策の推進 **5.2億円(5.6億円)**
男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導等により法の履行確保を図るとともに、男女の均等度合いを企業労使で把握し、女性の活躍促進のためのポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくり（均等の見える化）や、ロールモデル、メンター制度など若い女性が将来のビジョンを描けるための支援を推進する。

②女性の就業希望の実現 **23億円(22億円)**
子育て中の女性等がその能力を発揮できる職場を確保できるよう、マザーズハローワーク事業の設置拠点を拡充（168箇所→173箇所）するなど、一層の強化等を図る。

③育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備(「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実) **92億円(97億円)**
企業での仕事と家庭の両立を実現するため、両立支援に取り組む事業主等への助成措置、両立支援に関する雇用管理改善事業、男性の育児休業取得促進事業、一般事業主行動計画の策定・実施・認定支援、育児休業取得等に関する不利益取扱いの防止等のための体制整備等を引き続き実施するとともに、仕事と介護の両立の在り方についての検討を行う。

(3)高齢者の就労促進(「生涯現役社会」の実現) **307億円(303億円)**

①希望者全員の65歳までの雇用確保【一部新規】 **44億円(9.1億円)**
公的年金支給開始年齢（報酬比例部分）の65歳への引上げが平成25年度から開始されることに伴い、65歳まで希望者全員の雇用が確保されるよう、労働政策審議会の議論を踏まえ、雇用と年金を確実に接続させるための法整備について検討するとともに、定年を控えた高年齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主への助成など企業の取組への必要な支援を行う。

②「70歳まで働ける企業」の積極的普及 111億円(138億円)
年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる生涯現役社会の実現を目指し、「70歳まで働ける企業」の普及に向けた支援を行う。

③高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大 124億円(125億円)
シルバー人材センターの活用等により、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。

(4) 障害者の就労促進(障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現)

229億円(228億円)

①雇用率達成指導の強化、地域の就労支援力の更なる強化 82億円(77億円)
中小企業に重点を置いた雇用率達成指導や就職面接会を実施するとともに、雇用と福祉の連携のための「障害者就業・生活支援センター」の拡充(322箇所→327箇所)・機能強化を図る。

②障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化 29億円(29億円)
ハローワークでの精神障害者や発達障害者への支援体制の充実を図る。また、在宅就業障害者への支援の充実を図る。

③障害者の職業能力開発支援の推進 55億円(56億円)
障害者職業能力開発施設で障害者の障害特性やニーズに応じた訓練を推進するほか、就業経験がない人等を対象とした「障害者向けデュアルシステム」で、訓練開始前の準備段階から修了後の就職支援までの総合的・専門的なパッケージ支援を行う「障害者職業訓練コーチ」を配置するなど、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の充実を図る。

2 日本の成長力を支える人材の育成

2,765億円(1,979億円)

(1) 成長分野・ものづくり分野等の人材育成の推進 2,589億円(1,791億円)

①成長分野の人材育成の推進【一部新規】(一部後述・46ページ参照)

2,053億円(1,238億円)

介護・福祉、医療、子育て、情報通信等の成長分野について、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練及び求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者への就職支援を強化する。

また、環境・エネルギー分野など、今後新規に成長が期待される分野で、事業主等への委託による職場での実施を主体とした実践的な職業能力を付与する職業訓練の実施（成長分野人材育成プログラム）を推進するとともに、事業主団体、大学等高等教育訓練機関と連携し、カリキュラムの開発等を行う。

②新事業展開地域人材育成支援事業の推進【新規】(重点化) 1億円

地場産業が集積する地域の業界団体等（事業協同組合等）が教育訓練機関と連携し、新たな事業展開を図る企業に対し、教育訓練カリキュラムの開発・教育訓練の実施等の支援を行うことにより、地域の活性化・雇用の確保を図る観点で地場産業を支える企業の人材育成支援を行う。

③ものづくり分野等の人材育成の推進 529億円(546億円)

日本の基幹産業であり国際競争力を有するものづくり分野について、地域や産業ニーズを踏まえつつ、最先端の技術革新にも対応した訓練を実施し、ものづくり分野を担う人材育成を推進する。

④ものづくり立国の推進 6.2億円(7.1億円)

技能の魅力や重要性を啓発し、ものづくり人材の確保・育成につなげていく観点から、各種技能競技大会の充実、熟練技能者（企業OB等）による中小企業等の若手社員等への技能講習の実施、伝統技能の継承・発展や新たな産業の振興に寄与するなど卓越した技能を有する技能者への表彰等を行う。

(2)雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進

2,044億円(1,233億円)

①離職者への公共職業訓練(委託訓練等)の推進 459億円(461億円)

雇用のセーフティネットとして、離職者に対して成長分野等の公共職業訓練（委託訓練等）を的確に実施するとともに、訓練修了者への就職支援を強化する。

②求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援【一部復旧・復興(復興庁計上)】 1,479億円(665億円)

東日本大震災の影響による全国的な雇用の悪化への対応を含め、「求職者支援制度」により、雇用保険を受給できない求職者に対し、求職者が新たな職業能力や技術を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給すること等により、求職者の早期の就職支援を行う。

※ うち一般会計及び東日本大震災復興特別会計（仮称）から労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れ 361 億円を計上。

③ジョブ・カード制度の推進(一部後述・47ページ参照) 105億円(107億円)

非正規労働者等のキャリア・アップのための有効なツールである「ジョブ・カー

ド」について、対象となる訓練を公的な訓練全般（公共職業訓練や求職者支援制度による訓練）に拡大する。また、求職者と求人企業とのマッチングでの「ジョブ・カード」の活用の促進や、「ジョブ・カード普及サポーター企業」の開拓等により、「ジョブ・カード」の取得促進を図る。

(3)職業能力の評価システムの整備 **17億円(18億円)**

①職業能力評価基準の整備や活用促進 **2.5億円(2.9億円)**

職種ごとに必要とされる能力要件を明確化した「職業能力評価基準」の策定を推進する。また、策定済みの「職業能力評価基準」を用いて、人材育成・評価のためのツール（キャリアマップ、職業能力評価シート）の開発・導入を進めながら、社内検定や業界検定につなげるなどして、能力評価システムの開発・構築を一体的に進める。

②技能検定制度の整備 **14億円(15億円)**

社会的ニーズを踏まえた「技能検定」職種の統廃合等の推進、民間機関の活力の活用促進、産業技術の高度化等に対応した検定基準の見直しを引き続き実施する。

(4)職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進 **123億円(124億円)**

①労働者・企業の職業能力開発への支援 **105億円(104億円)**

企業内での労働者のキャリア形成を効果的に促進するとともに、国内外にわたる企業活動の活性化に資するため、事業主が労働者に対して職業訓練を実施する場合や労働者の自発的な職業能力開発を支援する場合に、「キャリア形成促進助成金」により、必要な経費等の助成を行う。

また、キャリア形成支援に取り組む企業の創出促進のため、キャリア形成支援に係る課題の明確化・専門的助言や情報提供、職業能力開発推進者を対象とした講習の実施に併せて、キャリア形成支援の好事例を表彰するなど、総合的な取組を展開する。

②キャリア・コンサルティングの活用促進 **1.3億円(1.1億円)**

キャリア・コンサルタントの指導者養成等によるキャリア・コンサルタントの専門性の向上、「ジョブ・カード」交付の担い手を養成する「ジョブ・カード講習」の拡充実施等により、キャリア・コンサルタントの体系的な養成や質の向上を図るとともに、キャリア・コンサルタントの情報提供体制を整備し、キャリア・コンサルティングの活用を促進する。

③キャリア教育の推進(再掲・43ページ参照) **14百万円(16百万円)**

④ジョブ・カード制度の対象者の拡大【一部新規】 **16億円(18億円)**

「ジョブ・カード制度」について、キャリア形成支援の観点から、対象者を中小企業等の在職労働者や大学生等に拡大する。

3 地方自治体や民間と連携した重層的なセーフティネットの構築

5,664億円(7,022億円)

(1) 雇用のセーフティネットの推進 5,294億円(6,747億円)

①雇用調整助成金を活用した企業の雇用維持努力への支援の実施

2,101億円(3,927億円)

雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、引き続き労働者の雇用の維持に取り組む事業主を支援する。

②雇用保険制度によるセーフティネットの確保 1,714億円(2,156億円)

リーマン・ショック以降の雇用失業情勢の悪化に対応するための給付日数の延長(個別延長給付)等の暫定措置(平成23年度末までの措置)について、依然として厳しい雇用失業情勢にあることなどから、2年間の延長の措置を講ずる。

※ 失業等給付に係る雇用保険料率は平成24年4月1日から1.2%を1.0%に引き下げる予定。

※ 失業等給付費として、1兆7,790億円(2兆298億円)を計上。

③求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援【一部復旧・復興(再掲・46ページ参照)】 1,479億円(665億円)

(2) 地方自治体との連携による雇用対策の推進 364億円(275億円)

①「福祉から就労」支援事業の拡充 40億円(28億円)

ア 生活保護受給者等に対する自治体と連携した就労支援の強化 24億円(28億円)

自治体とハローワークの協定等による連携を基盤とし、生活保護等の福祉給付受給者を対象に、受給申請等の段階からの早期アプローチ、求人開拓、能力開発を通じたマッチングや定着に向けたフォローアップ等を重点に就労支援の強化を図る。

イ 被災求職者等に対する就労支援の実施(一部復旧・復興(復興庁計上)) 16億円

「福祉から就労」支援事業を活用し、被災求職者等を対象に、担当者制によるきめ細かい就労支援を実施する。

②地域の創意工夫を活かした雇用創造の推進 279億円(234億円)

「雇用創出基金事業」による雇用創出を促進するとともに、実践的な人材育成を支援する「地域雇用創造推進事業」と育成された人材を雇用し地域を活性化させる「地域雇用創造実現事業」を統合して、「実践型地域雇用創造事業」として一体的に実施すること等により、雇用創造効果の向上を図る。

③地方自治体とハローワークの協定に基づく一体的実施の推進【新規】 35億円

地域主権改革の「アクション・プラン」を受けて、地方自治体からの提案を基に、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務の一体的実施の取組を推進する。

(3)民間を活用した長期失業者の再就職支援の強化 5.8億円

離職後1年以上の長期失業者や長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、民間職業紹介事業者への委託によるキャリア・コンサルティング、就職セミナー、職業紹介や職場定着支援などの就職支援を総合的に実施する。

安心して働くことのできる環境整備

分厚い中間層の復活を目指し、就労形態にかかわらず公正に処遇され、安心して働くことができるよう、非正規労働者の働き方をめぐるルールの整備や、労働者が生涯を通じて安心・安全で健康に働くことができる労働環境の整備を推進し、「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現を図る。

1 非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善

1,785億円(977億円)

(1) 有期労働契約に関する新たなルールの整備【新規】 53百万円

有期労働契約によって働く労働者について、労働政策審議会での議論を踏まえ、雇用の安定や公正な処遇の実現に向けた法制度の整備について検討し、必要な措置を講ずる。

(2) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進 5億円(3.6億円)

パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助や職務分析・職務評価の導入支援を行うほか、労働政策審議会でのパートタイム労働者の公正な待遇の確保に向けた法制度の整備についての検討を踏まえ、必要な措置を講ずる。

(3) 改正労働者派遣法の円滑かつ着実な施行 105億円(114億円)

改正労働者派遣法案が成立した場合には、円滑かつ着実に施行するための制度の周知・指導を行う。また、派遣労働者の派遣先における直接雇用を促進するための措置を講ずる。

(4) 均等・均衡待遇や正社員化の推進(一部後述・79ページ参照) 20億円(22億円)

均衡待遇・正社員化推進奨励金の活用により、有期契約労働者とパートタイム労働者の均衡待遇・正社員への転換の実現を一体的に推進する。また、正社員転換制度、正社員との共通処遇制度等の導入や運用の効果等について、先進的に取り組んでいる企業の好事例を収集し、ホームページ等を活用して広く周知する。

(5) 求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援(再掲・46ページ参照) 1,479億円(665億円)

(6) ジョブ・カード制度の推進(再掲・46ページ参照) 105億円(107億円)

(7) 「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化
(再掲・43ページ参照) 65億円(63億円)

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

107億円(113億円)

(1) 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備(「仕事と家庭の両立
実現化プログラム」の充実)(再掲・43ページ参照) 92億円(97億円)

(2) 過重労働の解消等のための働き方・休み方の見直し 11億円(13億円)
都道府県労働局に働き方・休み方の改善のためのコンサルタントを配置し、恒常的
な長時間労働などの実態がみられる業種や職種を重点に過重労働の解消に取り組むと
ともに、計画年休制度の導入促進などにより、年次有給休暇の取得を促進する。

(3) 医療現場での勤務環境の改善に向けた取組の推進【新規】 52百万円
看護師等の医療従事者の勤務環境を改善するため、医療機関内での就労環境改善事
業(多様な勤務形態導入事業の拡充)に加え、都道府県労働局に専門のコンサルタン
トを配置し、看護師等の労務管理等の改善についての相談支援を実施するとともに、
先進的な取組や好事例等の収集やその普及・啓発を推進する。

(4) 短時間正社員制度の導入・定着の促進 2.4億円(1.5億円)
短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、事業主への奨励金の支給による支
援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供を行う。

(5) 適正な労働条件下でのテレワークの推進等 72百万円(86百万円)
「在宅勤務ガイドライン」の周知、テレワーク相談センターでの相談の実施や、労
務管理等に関するセミナーの開催により、適正な労働条件を確保しつつ、テレワーク
の普及促進を図る。また、在宅就業を良好な就業形態とするため、在宅就業者と仲介
機関を対象とした支援事業を実施する。

3 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

84億円(70億円)

(1)「安全から元気を起こす戦略」の推進【一部新規】 2.4億円(2.2億円)

安全活動に意欲のある企業が評価される仕組みづくり、企業の安全活動の活性化、人材が生き活きと活躍できる職場づくり、安全に対する意欲を呼び起こす公共工事の推進など、企業での安全活動を活性化する戦略（「安全から元気を起こす戦略」）を推進する。

(2)職場でのメンタルヘルス対策の推進【一部新規】 36億円(35億円)

ストレス症状を有する人への面接指導制度の創設や、産業医が他の医師等と連携してメンタルヘルス対策を実施する体制の整備に向けた法令等の整備を行い、円滑な実施を図る。また、事業場でのメンタルヘルス対策を含めた産業保健活動の支援の充実を図る。

(3)職場での受動喫煙防止対策の推進【一部新規】 7.4億円(4.3億円)

職場の全面禁煙又は空間分煙等による受動喫煙防止対策の事業者への義務付けなどの法令等の整備を行い、円滑な実施を図る。また、受動喫煙防止対策に係る相談対応等の技術的支援や、喫煙室設置に係る財政的支援を推進する。

(4)職場での化学物質管理の推進 25億円(23億円)

事業場内で使用される化学物質の各種容器への表示や、化学物質の危険有害性情報を伝達すべき対象化学物質の拡大やリスク管理手法の導入等について周知を図るとともに、普及のための支援を行う。

(5)石綿ばく露防止対策の推進 4.1億円(3.6億円)

建築物等の解体作業での石綿ばく露防止対策の徹底を図るとともに、スレート等の除去作業でのばく露防止対策について調査・検討を行う。

(6)東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策【一部新規】

6億円

東京電力福島第一原発での緊急作業従事者への被ばく防護措置等について立入調査等による適切な指導を行う。また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対する健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた人に対し、がん検診等を実施する。

(7) 東日本大震災復旧・復興工事に係る安全衛生確保支援対策【一部新規】

3億円(2.3億円)

東日本大震災の被災地の一日も早い復旧・復興工事を安全に成し遂げるため、岩手県、宮城県、福島県にアスベストばく露防止対策を含めた安全衛生対策の実施拠点を設置し、安全専門家による巡回指導、未熟練労働者への安全衛生教育等を実施する。

(8) 東日本大震災復旧・復興工事に係る安全衛生確保支援対策【新規】

(復旧・復興(復興庁計上))

10百万円

復旧・復興工事現場におけるアスベスト濃度の簡易測定方法の開発、復旧・復興工事に伴う労働災害の分析及び予防対策に関する調査研究を行う。

4 良質な労働環境の確保

74億円(89億円)

(1) 最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援と最低賃金の遵守の徹底

41億円(56億円)

「雇用戦略対話」での合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援を引き続き実施する。また、最低賃金の遵守の徹底を図る。

(2) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備

15億円(16億円)

依然として高水準で推移し、また「いじめ・嫌がらせ」といった相談が増加するなど、複雑・困難化している個別労働紛争（個々の労働者と事業主との間での職場のトラブル）の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、総合労働相談コーナーに高度な知識を有する相談員を配置するなど相談体制の強化を図る。

(3) 働く人のためのルールに関する教育の実施

23百万円(22百万円)

個別労働紛争の未然防止・早期解決を図るため、労働者・事業主等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。

(4) 職場のいじめ・嫌がらせ問題防止・解決に向けた環境整備

72百万円(53百万円)

「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」で今後の対策等について検討を行い、問題の防止・解決に向けた周知・広報を実施するとともに、職場のいじめ・嫌がらせ問題の実態把握を行う。

(5) 精神障害に関する労災請求事案の審査の迅速化と必要な体制の整備【新規】

86百万円

平成 23 年度に見直しを行う精神障害に関する労災認定の基準の的確な運用により

審査の迅速化を図るとともに、セクシュアルハラスメントを理由とする精神障害の労災請求事案について相談しやすい環境の整備を図る。

(6) 労働保険の適用促進及び適正徴収

17億円(16億円)

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業対策を推進するとともに、口座振替制度の本格実施や労働保険料の適正徴収に取り組む。

- ※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付等として8,957億円(9,034億円)を計上。
- ※ 事業主負担の労災保険料の料率は、平成24年4月1日から、平均で5.4/1,000から4.8/1,000へ、▲0.6/1,000引き下げる予定(労災保険率は原則3年毎に改定)。

各種施策の推進

国際社会への貢献等

153億円(166億円)

- (1) 国際機関を通じた国際協力の推進 15億円(18億円)
- ① 世界保健機関(WHO)等を通じた国際協力等の推進 11億円(13億円)
- WHO 等への拠出等を通じ、G8/G20 サミット等で合意された母子保健対策の強化等の国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けた取組や、アジア地域やアフリカ地域での新型インフルエンザ・HIV等の感染症対策事業、保健システム強化事業、食品安全・医療安全事業等を推進する。
- ② 国際労働機関(ILO)等を通じた国際協力等の推進 3.6億円(4.3億円)
- G20 サミット首脳声明、APEC 首脳会議宣言等で合意された「社会セーフティネット」構築の支援のため、ILO 等への拠出を通じ、日本の蓄積する経験・知見を活用し、ILOの専門性、ASEANのネットワーク等を活かした「アジア社会セーフティネット構築支援プログラム」構築を実施し、社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋の域内協力体制の構築を推進する。
- (2) 復興に当たっての国際社会との絆の強化 2.2億円
- ① 放射性物質による食品等の汚染に対する取組みへのWHO等による支援【新規】
(復旧・復興) 95百万円
- WHOや国際がん研究機関(IARC)が食品等に関する検査等に対して助言や諸外国から信頼される情報発信等の支援を行うに当たり必要な費用を拠出する。
- ② 東日本大震災からの復興のための雇用労働対策を国際公共財として発信【新規】
1.2億円
- 被災地の雇用労働問題や官民による対策を、国際公共財として自然災害が多いアジアの途上国等と共有するために、ILOが行う調査・分析や情報発信に必要な費用を拠出する。
- (3) 外国人労働者問題等への適切な対応 29億円(33億円)
- ① 外国人の適切な就業の促進 17億円(21億円)
- 日系人等の定住外国人に対し、引き続き安定雇用の確保に向けた適切な支援を実施する。また、中小企業の事業主等に対し、大学等と連携の上、高度外国人材の活用促進を図る。
- ② 外国人労働者の労働条件の確保 73百万円(80百万円)

外国人労働者の労働条件をめぐる相談事例の外国語による情報提供を行うなど、外国人労働者の労働条件の確保を図る。

③技能実習制度の適切な運用

4. 3億円(4. 3億円)

監理団体や実習実施機関（技能実習生の受入れ機関）への巡回指導、技能実習生への母国語相談などを引き続き実施し、技能実習生が修得した技能の適切な評価を促進することにより、適正で実効ある技能移転に向けて制度を運用する。

④技能評価システムの移転など職業能力開発分野の国際協力の推進

3. 2億円(3. 5億円)

開発途上国から協力要請の高い日本の技能評価システムのノウハウを開発途上国に移転する取組について、平成 23 年度に新たに対象とした国（カンボジア、ラオス、インド）に対して集中的な対応を行うなど取組を強化するとともに、ASEAN、APEC 等の国際機関を通じた途上国への人材育成に関する各種研修事業を実施するなど、職業能力開発分野の国際協力を戦略的・計画的に推進する。